

■点検項目 29 関係（請負業務等との区分）

契約形式は委託契約や請負契約であるにもかかわらず、注文主が受託業者や請負業者の労働者に対して具体的な指揮命令を行っている場合など、実態が労働者派遣となっている場合（「偽装請負」などと呼ばれます。）は、労働者派遣法が適用され、労働者派遣法第 26 条（労働者派遣契約の内容等）や労働者派遣法第 34 条（就業条件の明示）等の規制の対象となります。このため、労働者派遣事業の事業主が請負事業を実施する場合においても「[労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準](#)」（昭和 61 年労働省告示 37 号）に基づき適正な事業運営を行う必要があります。

なお、労働者派遣法等の規定の適用を免れる目的で、偽装請負を行った場合は、当該労働者に対し注文主から労働契約締結の申込がなされたとみなされることにもなります（派遣法 40 の 6 ①（5））。

※ 詳細は、平成 27 年 9 月 30 日付け職発第 0930 第 13 号「労働契約申込みみなし制度について」等を参照のこと。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000092369.pdf>

【参考「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」は下記厚生労働省 HP を参照】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000780136.pdf>

【参考「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」は下記厚生労働省 HP を参照】

[000852717.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/000852717.pdf)